

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公表番号】特表2019-500651(P2019-500651A)

【公表日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2018-531492(P2018-531492)

【国際特許分類】

G 02 F 1/13357 (2006.01)

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 B 5/10 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/13357

G 02 B 5/30

G 02 B 5/10 Z

G 02 F 1/1335 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反射型バックライト付きディスプレイであって、

バックライトと、

互いに対向する2つの透明基板層の間に配置された液晶層を含む液晶セルと、

第1の反射偏光子と、

第2の反射偏光子と、を備え、

前記第1及び第2の反射偏光子は、前記互いに対向する透明基板層のうちの1つに各々直接隣接している、反射型バックライト付きディスプレイ。

【請求項2】

第3の反射偏光子を更に備え、前記第3の反射偏光子は、前記第1又は第2の反射偏光子のいずれかの上に配置されている、請求項1に記載の反射型バックライト付きディスプレイ。

【請求項3】

ミラーであって、

ミラー部と、

請求項1または2に記載の反射型バックライト付きディスプレイを含む反射型バックライト付きディスプレイ部と、を備え、

前記反射型バックライト付きディスプレイは画像を直接表示することができ、前記ミラー部は画像を表示することができない、ミラー。

【請求項4】

請求項3に記載のミラーを備え、前記ミラーはバックミラーとして構成されている、車両。

【請求項5】

前記反射型バックライト付きディスプレイは、吸收偏光子を備えていない、請求項1または2に記載の反射型バックライト付きディスプレイ。

【請求項6】

前記反射型バックライト付きディスプレイは、偏光非依存性の部分反射体を備えていない、請求項1または2に記載の反射型バックライト付きディスプレイ。